

【質問】

黒浜緑地は一帯が包蔵地となっているため、試掘調査が必要になると思うが、試掘調査は行ったのか。

【回答】

文化財を所管する社会教育課は、黒浜3号緑地については、現地の状況から、試掘ではなく、抜根時の立会い確認といたしました。抜根時の立会いとした理由は、現地が図面上で斜度39度程度の急斜面であり、重機での試掘が安全性に欠けること、宿下遺跡にかかる範囲における切土(きりど)がないこと、また現状で樹木が密集していること、区画整理に伴い実施いたしました隣地の発掘調査において、当該部分に遺構が伸びていないことから、抜根時立会と判断し、令和3年11月30日と令和3年12月20日に抜根の立会いを実施いたしました。

また、天神前遺跡隣接地につきましては、遺跡の隣接地ではありますが、遺構を確認する面が斜面につき存在していないため、試掘は行わないと判断しました。

なお、試掘調査に関する詳細な内容につきましては、社会教育課にお問い合わせをお願いいたします。